

東京大学相談支援研究開発センター 准教授（キャンパスウェルビーイング推進分野）募集要項

1. 公募人員：准教授（キャンパスウェルビーイング推進分野） 1名
2. 所属：相談支援研究開発センター実践開発部門V
3. 業務内容：
 - (1) キャンパス構成員のウェルビーイングの実態把握
 - (2) キャンパス構成員のウェルビーイング向上のプロセスと関連要因の解明
 - (3) キャンパス構成員のウェルビーイング向上プログラムの開発と実装
 - (4) キャンパス構成員のウェルビーイング向上プログラムの評価・改善と成果発信
 - (5) 国内・海外大学等における先進的事例に関する調査
 - (6) 相談支援研究開発センターならびに学内外の諸機関・諸施設との連携
4. 資格・条件：
 - (1) 臨床心理学や公衆衛生学等の研究により博士もしくは同等の業績を有すること
 - (2) 大学等のコミュニティにおけるマスを対象とした支援に関する知識と経験を有すること
 - (3) 「3. 業務内容」を遂行する資質と能力を有すること
 - (4) チームワーク能力に優れ、様々な職種間の円滑な連携を主導できること
 - (5) 東京大学のダイバーシティ&インクルージョンの理念を尊重し業務を遂行できること
5. 契約期間：令和7年10月1日 ～ 令和12年3月31日
6. 更新の有無：更新なし
7. 試用期間：採用された日から14日間
8. 就業場所：相談支援研究開発センター（東京都文京区、東京都目黒区、千葉県柏市）
9. 就業時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
10. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
11. 休暇：東京大学の規程に基づく年次有給休暇、特別休暇等
12. 賃金等：

東京大学教職員給与規則に基づき学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。

参考 博士修了／34万円～

諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる
13. 加入保険：法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
14. 提出書類（日本語で記載のこと）：
 - (1) 履歴書 東京大学統一様式（※）を使用のこと。
※ 様式は <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> からダウンロードのこと。
なお、履歴書への顔写真の添付は応募時点では不要です。
 - (2) 業績目録
 - (3) 主要論文または著書の別刷（コピー可）3点以内
 - (4) 自身が担当したコミュニティにおけるマスを対象とした実践について（A4版1枚以内）
 - (5) 今後の抱負について（A4版1枚以内）
 - (6) 選考に際し所見を求めることができる方（2名）の氏名、所属、連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - (7) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書（(1)～(6)を提出後に当方より書式を送付します。）
15. 応募書類送付先・応募期限
「14. 提出書類」の電子ファイルを令和7年7月15日（火）まで（厳守）に以下URLへアップロードしてください。

<https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.soudankikaku.adm/Eqm7mbHvE09DuvZB707L9aAB82t2DRN2SA56e-ExtfeTw>

※2～3 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

16. 選考方法：書類選考及び面接

※書類選考通過者に対する面接実施予定日：令和 7 年 7 月下旬

17. 問合せ先：〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学本部学生相談支援課相談企画チーム

E-mail：soudankikaku.adm [at mark] gs.mail.u-tokyo.ac.jp

（[at mark]は@に置き換えてください。）

18. 募集者名称：国立大学法人東京大学

19. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

20. その他：

- 1) 応募書類は返却しません。
- 2) 選考過程で面接を行う場合の交通費等は自己負担となります。なお、状況によっては、オンラインでの面談となる場合もあります。
- 3) 応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には利用いたしません。
- 4) 本学は 2009 年 3 月 3 日に「男女共同参画加速のための宣言」、2022 年 6 月「ダイバーシティ&インクルージョン宣言」を発表しました。本センターでは、この宣言に基づき、女性の応募を歓迎します。性別、国籍、その他多様な背景を有する候補者の応募を歓迎します。また応募者には、本学のダイバーシティ&インクルージョン宣言の実現に向けて積極的に取り組むことを期待します。
- 5) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重要な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障がない範囲に留める必要があります。
- 6) このたび、キャンパスウェルビーイング推進分野では、教授及び准教授各 1 名を募集しています。応募される場合は教授又は准教授のいずれか一つに応募してください。両方に応募された場合は、教授に応募したものとして審査を行います。